

青森市 環境保全活動団体表彰

12月11日、第12回青森市環境フェア2022において、表彰式が行われました。本表彰は、青森市の豊かな環境の保全に貢献している団体を表彰し、その活動を広く市民の皆さんへ紹介することで、環境に対する意識向上及び環境に配慮した活動を推進するものです。受表彰団体の皆さん、おめでとございます！

環境政策課（☎017-718-0286）

令和4年度 青森市環境保全活動団体表彰受表彰団体

受表彰団体名	活動内容
青森市建設協会	清掃活動
青森市立筒井南小学校父母と教師の会	集団回収
三内丸山子ども会	①集団回収②町内清掃
浜田ニュータウン町会	①集団回収②町内清掃



農地についてのお願い

◆必要な手続を行いましょ

農地を耕作目的で譲り渡したり、貸し借り等する場合は事前に農業委員会の許可が必要です。また、農地を建物の敷地等に転用する場合は事前に青森県知事の許可が必要です（市街化区域内農地の場合は農業委員会への事前届出が必要です）。

許可等を受けずに行った場合は農地法違反となり、罰則の適用や原状回復等の命令を受ける可能性がありますのでご注意ください。

許可等は、事前に農業委員会へご相談ください。

☎農業委員会事務局

（☎017-761-4370）

事務局分室

（☎0172-62-1148）

◆遊休農地を解消しましょ

遊休農地（耕作されない農地）が発生すると、病害虫等により、農業生産や生活環境などへ支障が生じます。

遊休農地解消のため所有者等に、「利用意向調査書」を

送付しますので、記載の期限までにご提出ください。

☎農業委員会事務局

（☎017-761-4372）

事務局分室

（☎0172-62-1148）

林業退職金共済制度（林退共）のお知らせ

林退共は昭和57年に発足した林業界で働かれたのために国が作った退職金制度です。

○掛金は、税法上、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

○掛金の一部が免除されます。

○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

事業主の皆さんへ

・労働日数に応じて掛金となる共済証紙は適正に共済手帳に貼付してください。

・共済手帳を持っている従事者が林業界を引退するとき、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。詳細は、お問合せください。

☎独勤労働者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

（☎03-6731-2889）

鳥インフルエンザの発生防止にご協力を

●鶏などを飼っているかたへ

鶏小屋に入る前に、手指の消毒をしましょう／鶏小屋専用の衣服と靴を使用しましょう／鶏小屋のそばに車を乗り入れるときは、タイヤ周りを消毒しましょう／鶏小屋に防鳥ネットを設置し、野鳥や小動物が入らないようにしましょう／ねずみや害虫の駆除をしましょう／鶏が突然死亡するなど異常があったときは、すぐにご連絡ください

☎東青地域農林局地域農林水産部青森家畜保健衛生所

（☎017-764-1744）

●死亡した野鳥を見つけた場合は

死亡した野鳥を処分する場合は、素手で触らずビニール袋に密封し、燃えるごみに出してください／野鳥の種類、羽数により検査が必要となりますので、ご相談ください

☎東青地域農林局地域農林水産部林業振興課

（☎017-734-9963）

下水道・農業集落排水施設への接続はお早めに

下水道や農業集落排水施設は、排水を浄化し、きれいな水によみがえらせる重要な働きをしています。

また、皆さんに利用していただいてはじめてその効果を発揮します。

下水道や農業集落排水施設が整備された地域のかたは、早めの接続をお願いします。

※接続工事の際は、条例に定められた「青森市指定排水設備工事業者」をご利用ください。また、工事着工前に申請が必要です。

※接続工事資金を金融機関から無利子で借りることができ、融資あっせん制度があります。

※接続後は水道の使用水量に基づき、下水道使用料または農業集落排水施設使用料を納めていただきます。

下水道部営業課
 (☎017-734-4281)
 上下水道課
 (☎017-72-1159)

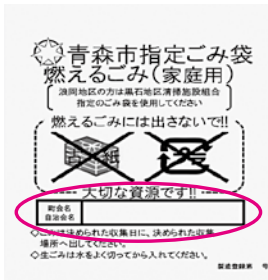
指定ごみ袋に町会名・自治会名の記入を

平成28年度から青森地区で導入している燃えるごみの「指定ごみ袋」には、「ごみの減量化・資源化」と「ごみ出しマナーの向上」を目的に、町会名・自治会名の記入欄が設けられています。

ごみを出す際には、適切な分別とごみ袋への町会名・自治会名のご記入をお願いします。

圃清掃管理課

(☎017-718-1179)



青森市環境保全シンボルキャラクター 地球の王子様「エコル」

町会名等が分からないときは、住所を大字・小字または、○丁目まで記入してね。

各種相談

市税などの平日夜間納付相談

市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付に関する相談を受付。電話相談もできます。

●平日夜間納付相談

納税支援課（駅前庁舎）
 ☎017-734-5209

時1月18日(水)・19日(木)・23日(月)・26日(木)・30日(月)・31日(火) 午後8時まで

浪岡振興部納税支援課
 ☎017-2-62-1141

時1月26日(木)・27日(金)・30日(月)・31日(火) 午後8時まで

ひとり親家庭等の無料法律相談

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

時2月2日(土)午後1時～3時
 所申間1月30日(月)までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎017-734-5817へ

4人(申込順)

備相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

相談内容をお知らせください。

教育研修センター教育相談室 フレンドリーダイヤル

教育相談室では、幼児・児童・生徒に関する悩みに、電話や面接などで応じます。

電話相談 ☎017-743-3600
 時毎日午前9時～午後9時

来室相談 時月～金曜日午前9時～午後4時30分(火・木曜日は午後9時まで) 所教育相談室(栄町一丁目、教育研修センター4階)

メール相談 friendly_dial@city.aomori.aomori.jp

消費税インボイス説明会

時1月30日(月)、2月21日(火)、3月3日(金)・17日(金)

各日①午前10時～②午後1時30分 ※②は免税事業者向け

所アピオあおもり 大研修室1/60人

甲間開催日の2日前(土・日、祝日除く)までに、青森税務署法人課税第一部門(☎017-776-4294)へ

住まいと空き家相談会

時2月1日(水) 午前10時30分～午後2時

所県観光物産館アスパム8階「しらかみ」

所住宅確保要配慮者の入居に向けた住宅相談及び入居中の支

援相談、空き家等の適正管理及び有効活用に向けた相談

申請事前に、青森県居住支援協議会(☎017-722-4086、017-773-5180)へ

女性のための専門相談(法律)

法律に関する問題に、女性弁護士がアドバイスします。

時2月14日(火)・28日(火) 午後1時～3時

所アピオあおもり

3人(申込順)

備相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

時14日分は2月9日(木)まで、28日分は2月23日(木)まで(水曜日を除く午前9時～午後4時受付)に、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1102)へ

女性のための専門相談(こころ)

こころの悩みに、女性公認心理師が応じます。

時2月16日(木)午後1時～3時

所アピオあおもり

2人(申込順)

備相談内容をお知らせください。

時2月14日(火)まで(水曜日を除く午前9時～午後4時受付)に、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1102)へ

22)へ